|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **変更許可申請の場合は、下線を付すなど、変更部分を明示してください。**  事業計画の概要  １．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）  ①　事業の概要  ・主に、神奈川県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し排出事業者が指定する中間処理場又は最終処分場に運搬する。  ・主に、○○工場から出る汚泥を収集し、最終処分場に運搬する。  ②　営業範囲  **営業範囲を忘れずに記載してください。**  **なお、営業範囲が広範囲にわたる場合は、「○○地方」、「東日本全域」等、おおよそのエリアを記載してください。**  ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  ２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等 | | | | | | |
|  | (特別管理)  産業廃棄物  の　種　類 | 運搬量  (t/月又は  ｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の  名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う  場合には積替え又は保  管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地  （処分場の名称及び所在地） |
| １ | 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く） | ○t/月 | 固形 | ○○(株)  神奈川県内建設現場 | なし | (株)○○○○  東京都○○○ |
| ２ | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く） | ○t/月 | 固形 | 同上 | なし | 同上 |
| ３ | がれき類  （石綿含有産業廃棄物を除く） | ○t/月 | 固形 | 同上 | なし | 同上  **石綿含有産業廃棄物を事業範囲に含む場合は、石綿含有産業廃棄物を除く場合と含む場合を分けて記載してください。** |
| ４ | 石綿含有産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類） | ○t/月  **石綿含有産業廃棄物の汚泥は、性状を「泥状」としてください。**  **汚泥以外の品目が含まれる場合、性状欄は「泥状、固形」となります。** | 泥状  固形 | ○○(株)  神奈川県内建設現場 | なし | (株)○○  東京都○○○ |
| ５ | 汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く） | ○t/月 | 泥状 | （株）○○  神奈川県○○○ | なし | ○○（株）  **排出事業場、予定運搬先が同一である場合には、１つの行に複数の（特別管理）産業廃棄物の種類を記載しても構いません。**  神奈川県○○○ |
| ６ | 廃油、廃酸、廃アルカリ | 未定 | 液状 | 神奈川県内化学工場 | なし | 未定  **記載事項のうち、申請日現在において未定等の理由から、記載が困難な箇所がある場合は、該当箇所に「未定」と記載してください。** |
| ７ | 金属くず | 未定 | 固形 | ○○(株)  神奈川県○○○ | なし | (株)○○○○  千葉県○○○ |
| ８ | 水銀含有ばいじん等（廃酸、廃アルカリ） | ○t/月 | 液状 | ○○○○(株)  東京都○○○ | なし | (株)○○○  神奈川県○○○ |
| ９ | 水銀使用製品産業廃棄物  （蛍光管） | ○t/月 | 固形 | ○○(株)  神奈川県○○○ | なし  **水銀使用製品産業廃棄物については、廃棄物の種類に代えて製品名を記載してください。** | ○○○(株)  埼玉県○○○ |
| 備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 | | | | | | |

（日本産業規格 Ａ列４番）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３．運搬施設の概要  **それぞれ、「自動車検査証（船舶の場合は、船舶検査証書）」に記載されているとおり記入してください。**  (1) 運搬車両一覧 | | | | | | | |
|  | 車体の形状 | 自動車登録番号  又は車両番号 | 最大積載量  （kg） | | 所有者又は使用者 | | 備考 |
| １ | 脱着装置付コンテナ専用車 | 横浜100あ1234 | 3,800 | | 神奈川環境㈱ | |  |
| ２ | キャブオーバ | 川崎100い2345 | 8,000 | | 神奈川環境㈱ | |  |
| ３ | タンク車 | 相模800う3456 | 5,000 | | 神奈川環境㈱ | |  |
| ４ | ダンプ | 湘南400え4567 | 3,000 | | 神奈川環境㈱ | |  |
| ５ | 貨物船 | 第一神奈川金太郎丸  5678 | 2,310 | | 神奈川環境㈱ | |  |
| ６ |  |  | **運搬施設に船舶を含む場合は、船名及び登録（又は識別）番号を記載してください。** | |  | |  |
| ７ |  |  |  | |  | |  |
| ８ |  |  |  | |  | |  |
| 事務所の所在地 | | 神奈川県横浜市中区日本大通１番地 | | | | | |
| 駐車場の所在地 | | 同上  **運搬容器を使用する場合に記入してください。** | | | | | |
| (2)その他の運搬施設の概要 | | | | | | | |
| 運搬容器等の名称 | | 用　　途 | | 容　　量 | | 備　　考 | |
| オープンドラム缶 | | 汚泥、水銀含有ばいじん等 | | 200リットル | | 鉄製 | |
| クローズドラム缶 | | 廃油 | | 200リットル | | 鉄製 | |
| ケミカルドラム缶 | | 廃酸、廃アルカリ | | 200リットル | | 外装：鉄製  内装：ポリエチレン製 | |
| 蛍光管専用プラスチックダンボールケース | | 水銀使用製品産業廃棄物  （蛍光管） | | 10kg | | ポリプロピレン製 | |
| フレコンバッグ | | 石綿含有産業廃棄物  （汚泥以外） | | 1㎥ | | ポリプロピレン製 | |
| プラスチック二重袋 | | 石綿含有産業廃棄物（汚泥） | | 1㎥ | | ポリプロピレン製 | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）  (1)　車両毎の用途  ①脱着装置付コンテナ専用車、ダンプ  廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類  ②キャブオーバ  汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類）  ③バン  **取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類に適した車両を選択してください。次のような用途は認められません。**  **例１）土砂禁止車両でがれき類を運搬する（過積載の危険があるため）。**  **例２）塵芥車でがれき類、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を運搬する。**  **例３）脱水されていない汚泥について、水密仕様でないダンプに直積みする。**  水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）  ④タンク車  廃油、汚泥  ⑤貨物船  事業計画書第1面に記載するすべての品目  **収集運搬業務を行う時間や休業日が不定である場合は、その旨を記載の上、記載できる範囲で記載してください。** | | | | | | | |
| (2)　収集運搬業務を行う時間  月～土曜日までの8:30～17:15（休憩　１時間）  　　また、搬入先である処分場又は積替保管施設に指示された時間に従う。 | | | | | | | |
| (3)　休業日  **いつ時点の情報か確認したいので、日付を記載してください。**  日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～１月３日）  **同一の従業員が複数の業務を兼務している場合は、主たる業務に計上してください。**  **例）役員と運転手を兼務→役員に計上** | | | | | | | |
| 従業員数の内訳  令和５年９月１日現在 | | | | | | | |
| 申請者又は申  請者の登記上  の役員 | 政令第6条の10で  準用する第4条の7  に規定する使用人 | 相談役、顧問等  申請者の登記外  の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　計 |
| ４ | １ | ０ | １ | ５ | ３ | ０ | １４ |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

|  |
| --- |
| ５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）  (1)　運搬に際し講ずる措置  　・飛散流出防止のため車両の荷台にはシート掛けを行う。  　・運搬容器は上蓋を確実に閉止するとともに、車両に積載する際はロープ等で固定し、転倒を防止する。  　・石綿含有産業廃棄物（汚泥以外）は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。  　・石綿含有産業廃棄物（汚泥）は他の廃棄物と混ざらないように耐水性プラスチック二重袋に入れて運搬する。  　・石綿含有産業廃棄物（汚泥）は、排出事業者が排出時に耐水性プラスチック二重袋に封入した状態のものを運搬する。  　・石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないように、荷台に仕切りを設けて運搬する。また、その際は変形又は破断しないように整然と積み込み、荷台にシート掛けを行う。  　・水銀含有ばいじん等は、オープンドラム缶に入れ、ガスケット付きの上蓋を確実に締め付けることにより揮発による漏出を防止する。  　・水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）は、他の物と区分し、蛍光管専用プラスチックダンボールケースに入れて運搬する。また、破損防止のために緩衝材を空隙に入れる等必要な措置を講じる。  　・収集運搬時は安全運転及び騒音、振動、ほこり等の発生防止に努め、過積載は行わない。 |